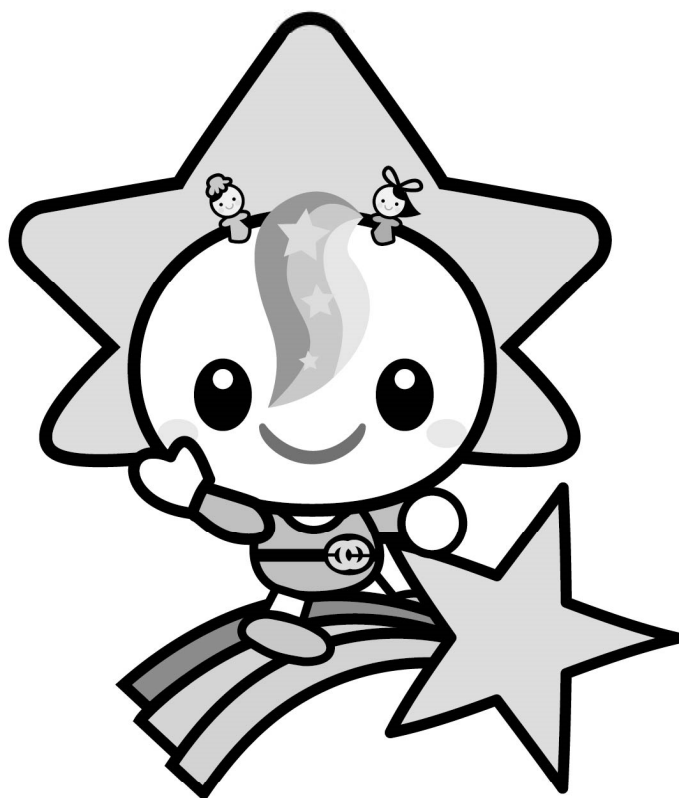


概要版

茂原市 高齢者保健福祉計画 第9期介護保険事業計画

令和6年度～令和8年度



茂原市マスコットキャラクター
「モバリん」

令和6年3月

茂原市

1 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間です。

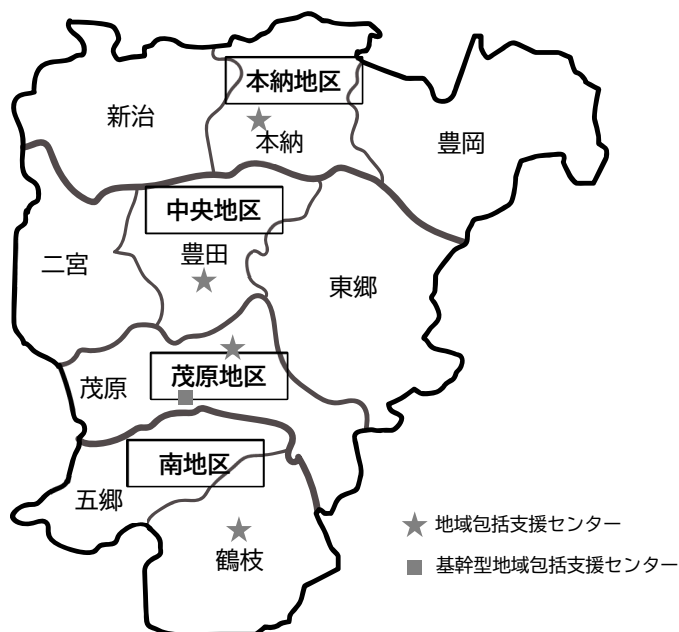
生産年齢人口が急減する令和22(2040)年を見据えた中長期的な視点を持つものであるとともに、法制度の改正や社会情勢等の状況に応じて随時見直し・改善を図ることができるものとし、

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
<令和22(2040)年までの見通し>								
茂原市高齢者保健福祉計画・ 第8期介護保険事業計画			茂原市高齢者保健福祉計画・ 第9期介護保険事業計画			茂原市高齢者保健福祉計画・ 第10期介護保険事業計画		

2 日常生活圏域の設定

平成18年度の介護保険法改正において、住み慣れた地域ごとに介護サービス基盤を整備するという考え方が導入され、その単位として「日常生活圏域」の設定が求められるようになりました。本市では、地区の人口のバランス、高齢者が移動する範囲、連携の期待される区域などを踏まえ、総合的に勘案した結果、第8期計画と同様に4つの日常生活圏域を設定しています。

第5期計画時に、地域包括ケアの中核機関である地域包括支援センターを日常生活圏域ごとに設置しました。第7期計画時に4圏域の地域包括支援センターに加え、市役所内に基幹型の地域包括支援センターを設置して5か所となり、地域包括支援センターの更なる体制強化を図りました。各圏域においては、それぞれの地域包括支援センターが中心となり、地域ケア会議等を開催し、地域の現状や課題を把握するとともに、関係機関との情報共有やネットワークの構築を行い、各圏域の実情に応じた取り組みを展開しています。今後も地域包括支援センターの体制強化、機能の向上に努め、地域包括支援センターを中心に地域に根付いた取り組みを進めていきます。

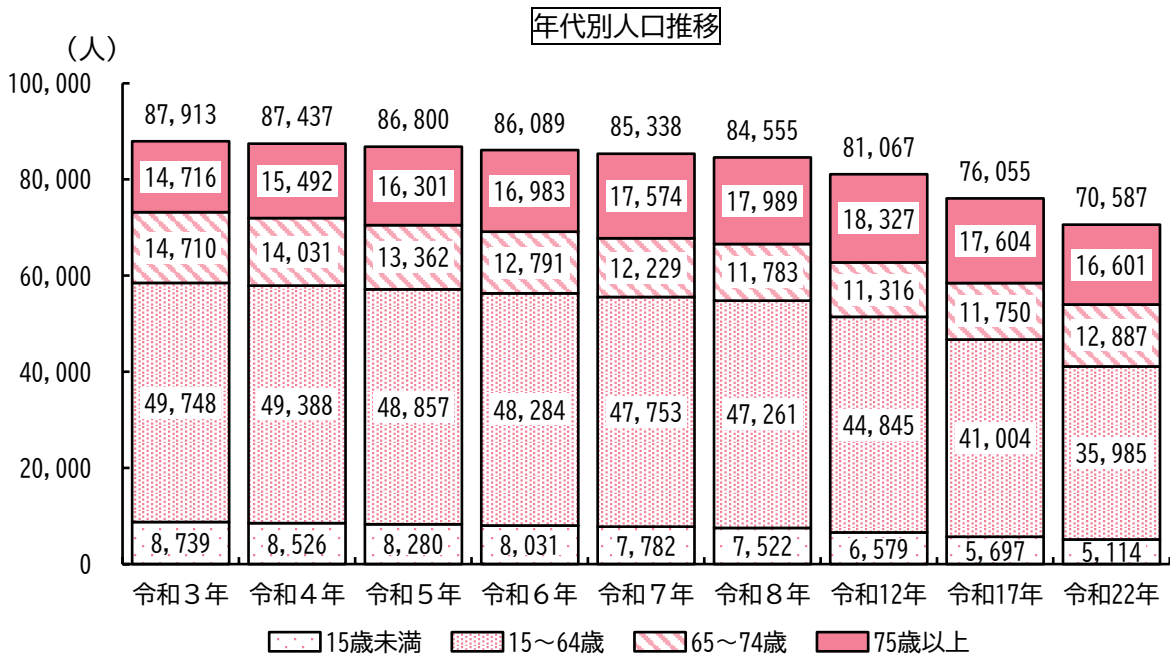


3 高齢者人口の推移

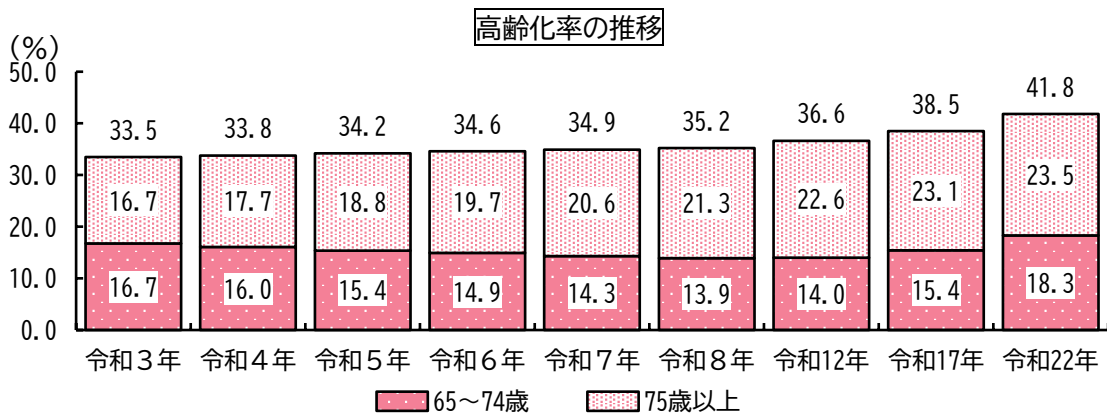
本市の総人口は減少傾向にあり、令和5年10月には86,800人となっています（住民基本台帳人口）。そのうち、65歳以上の高齢者人口は29,663人、高齢化率は34.2%となっています。

今後を展望すると、団塊の世代のすべてが75歳以上となる令和7年の高齢者人口は29,803人、高齢化率は34.9%にのぼる見込みです。さらに、団塊ジュニア世代が65歳に達し、全国の高齢化率がピークを迎える令和22年には高齢者人口は29,488人、高齢化率は41.8%に達すると推計されます。

一方、市の総人口は令和7年には85,338人、令和22年には70,587人まで落ち込む見込みです。高齢者を支える生産年齢人口の減少が見込まれる中、今後は、高齢者の健康寿命の維持・延伸や、要介護状態になった場合においても重度化を防ぎ、軽度化を図ることが一層重要となります。



資料：令和5年までは住民基本台帳（各年10月1日現在）
令和6年以降はコーホート変化率法による推計値



資料：令和5年までは住民基本台帳（各年10月1日現在）
令和6年以降はコーホート変化率法による推計値

※65～74歳の割合と75歳以上の割合の合計が、四捨五入の関係で高齢化率と一致しないことがあります。

4 要支援・要介護認定者数の推移

令和5年度の要支援・要介護認定者数は5,160人となっています。今後についても、要支援・要介護認定者数は増加を続け、令和22年度には6,454人と、令和5年度の約1.25倍となる見込みです。また、第1号被保険者における認定率も年々高まり、令和3年度の16.7%が令和22年度には21.6%と予測されます。

内訳をみると、要介護1・2が最も多く、構成比は大きく変化しない見込みとなっています。

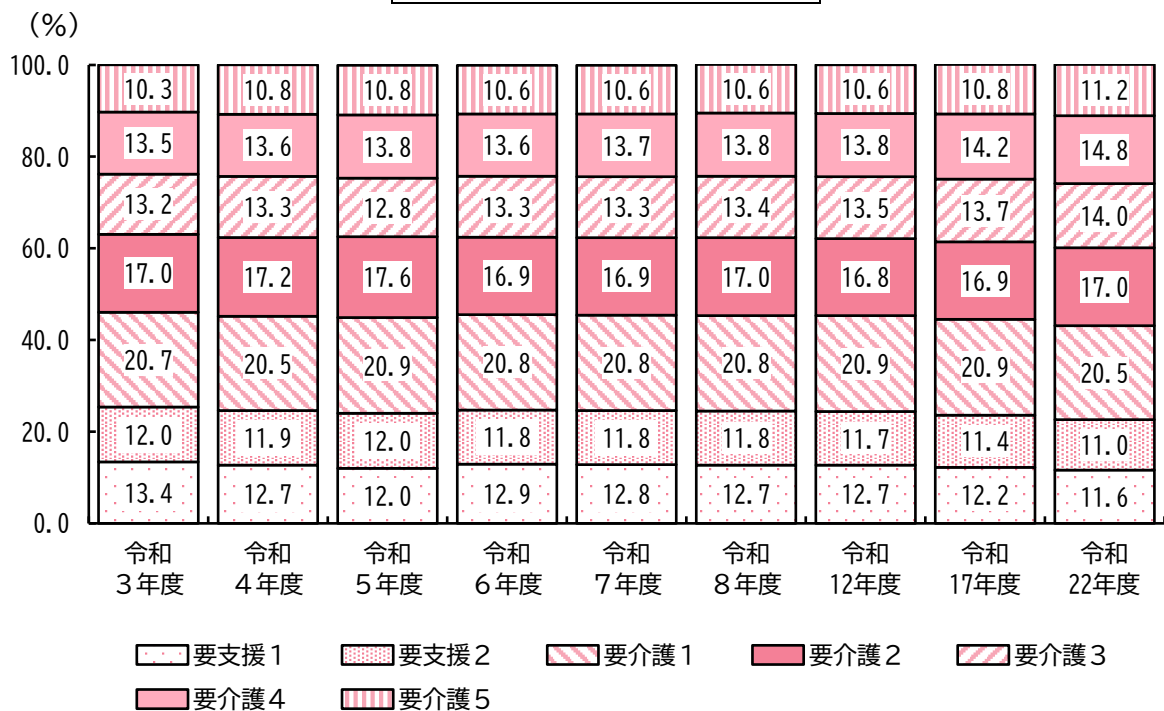
要支援・要介護認定者の推移

単位：人

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和12年	令和17年	令和22年
総数	5,034	5,120	5,160	5,445	5,566	5,685	6,211	6,554	6,454
要支援1	674	650	618	702	714	724	789	801	746
要支援2	603	610	621	645	658	669	724	748	709
要介護1	1,041	1,052	1,078	1,132	1,158	1,181	1,301	1,367	1,322
要介護2	855	879	910	921	943	964	1,044	1,105	1,096
要介護3	662	683	663	724	742	761	837	899	905
要介護4	681	695	713	743	762	783	856	928	954
要介護5	518	551	557	578	589	603	660	706	722
認定率（第1号）	16.7%	17.0%	17.0%	17.9%	18.3%	18.7%	20.6%	22.0%	21.6%

資料：令和5年までは介護保険事業状況報告（各年9月末現在）
令和6年以降は見える化システムによる推計値

要支援・要介護度別認定比率の推移



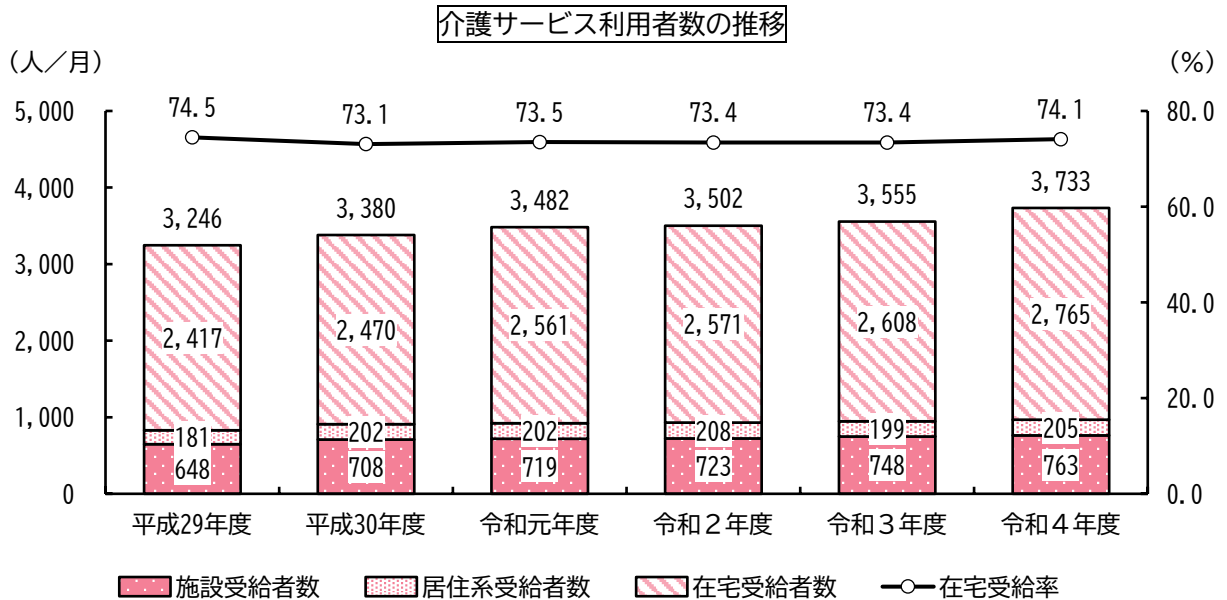
資料：令和5年までは介護保険事業状況報告

令和6年以降は見える化システムによる推計値

※各年度の割合の合計が四捨五入の関係で100%にならないことがあります。

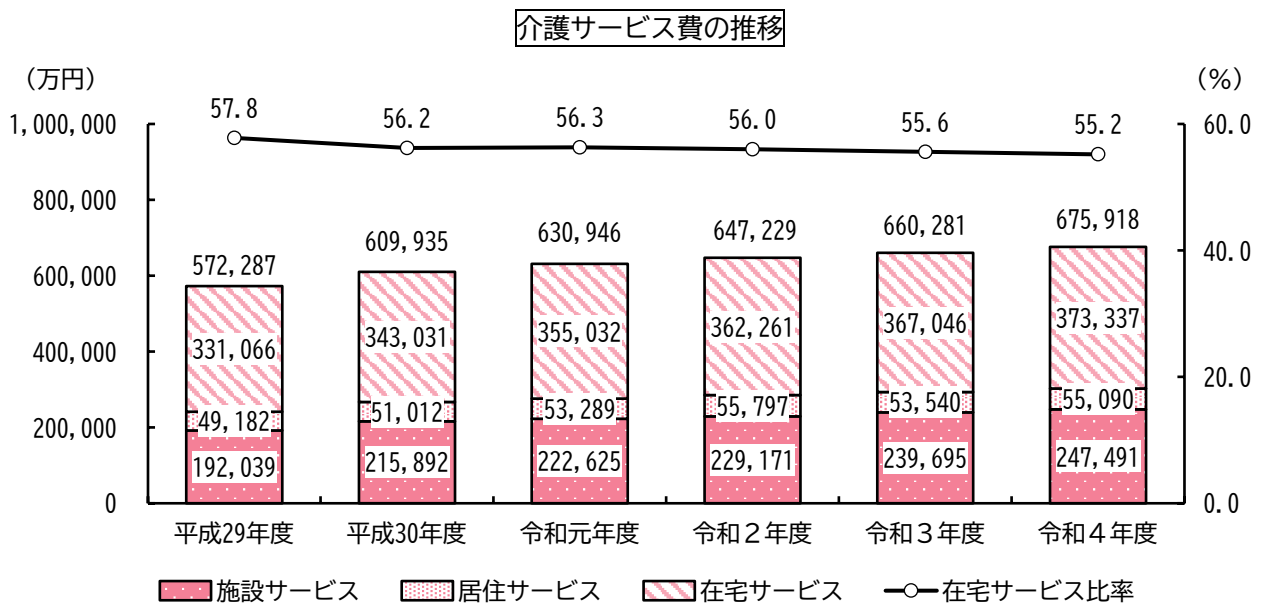
5 介護サービスの利用状況

本市における令和4年度の介護サービスの利用者は、1か月あたり3,733人となっており、5年前と比べて約1.2倍の規模となっています。また、介護サービスを受けている要支援・要介護認定者の74.1%が在宅サービスを利用しており、その比率は概ね同水準で推移しています。



資料：介護保険事業状況報告（各年度未現在）

一方、令和4年度の介護サービス費は約67億円で、5年前の約1.2倍となっています。そのうち在宅サービスの給付比率は55.2%となっており、その比率は概ね同水準で推移しています。



資料：見える化システム

6 本計画の基本理念と施策体系

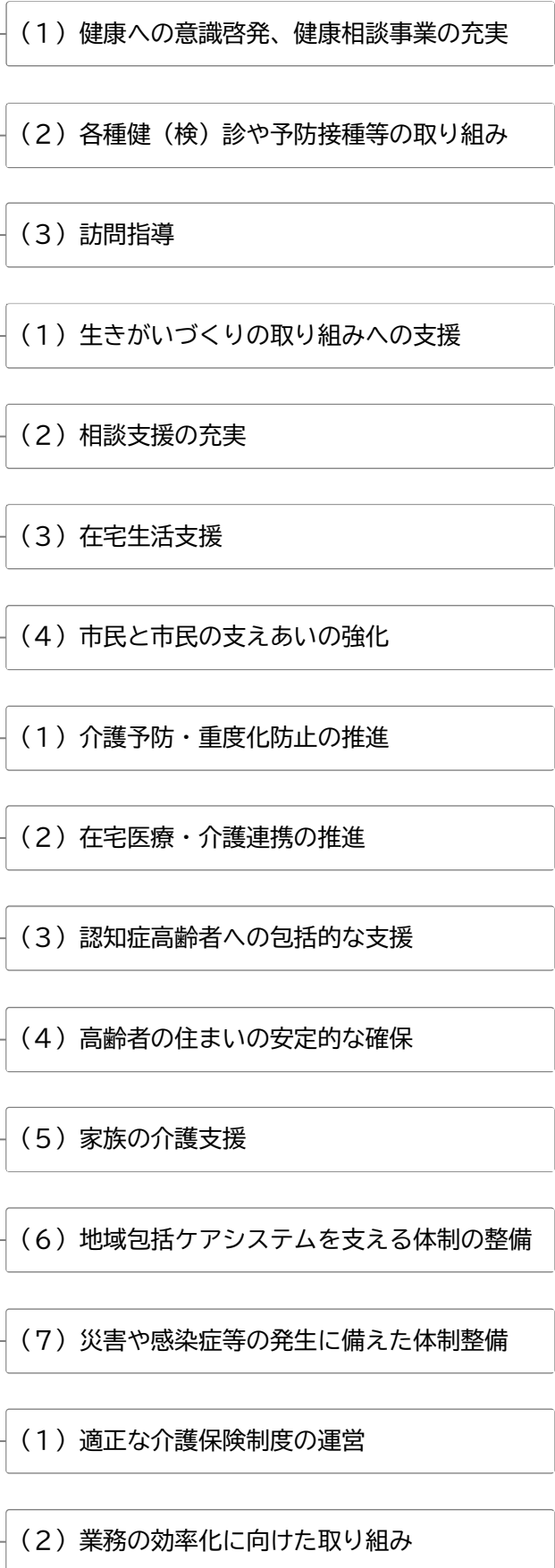
[基本理念]

一人ひとりが、生きがいを持ちながら、住み慣れたこの地域や環境の中で、
自らの意欲・能力に応じて可能な限り居宅で日常生活を続けられる地域共生社会の実現

[基本方針]



[施策]



基本方針1 いきいきと暮らすための健康づくり

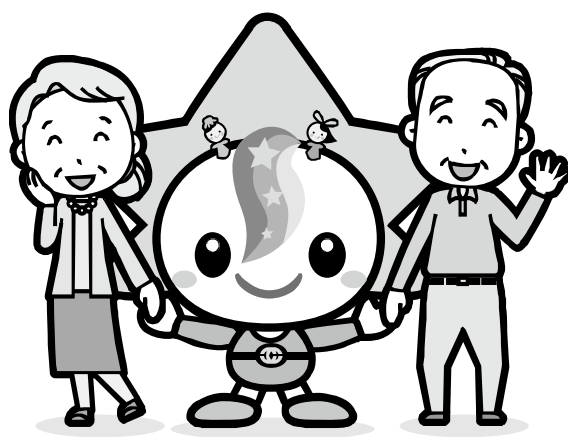
高齢者が健やかに過ごすためには、介護が必要な状態とならないよう生活習慣病対策と介護予防を総合的に推進していく取り組みが重要であり、「健康寿命の延伸」と「生活の質の向上」をめざした介護予防・健康づくりを推進していきます。

また、生きがいつくりの推進を図るため、生涯スポーツや生涯学習・文化活動、就労、ボランティア活動等を通じた地域における自主的な活動の支援を行うことにより、高齢者の社会参加を促進する取り組みを推進します。

高齢者自身が主体的に健康づくりできるよう、健康教育、イベント、広報などを通じ、各種健（検）診及び予防接種の目的・重要性などについて、さらに積極的な周知を図ります。

さらに各家庭への訪問指導を進め、生活習慣病の予防や閉じこもりがちな高齢者の社会的孤立感の解消、自立生活の助長を通じて認知症や寝たきりを予防します。

施策内容	取り組む事業／提供するサービス
(1) 健康への意識啓発、健康相談事業の充実	① 市民参加の健康づくりの普及・啓発
	② 健康教育
	③ 健康相談
(2) 各種健（検）診や予防接種等の取り組み	① 特定健康診査、特定保健指導
	② 各種健（検）診と予防接種等の取り組み
(3) 訪問指導	① 訪問指導



基本方針 2 高齢者福祉の充実 ～住み慣れた地域で自立した日常生活を営むために～

高齢者が自立した日常生活を送るために、生きがいづくりを目的とした様々な団体や地域住民との交流事業への広報活動やイベントの開催の支援を行います。

また、趣味や教養などの生きがいづくりの取り組みを行う拠点となる各種福祉センターの整備とともに、介護予防活動として各種軽スポーツの普及に努めていきます。

さらに、地域の問題を解決する担い手として活躍できるよう高齢者の要望を捉えながら、各種講座の開催、シルバー人材センターの活用など、高齢者の知識や経験を活かした元気な高齢者が活躍できる仕組みを検討します。

施策内容	取り組む事業／提供するサービス
(1) 生きがいづくりの取り組みへの支援	① 高齢者の自主的取り組み等への支援
	② 老人福祉センター、地域福祉センター
	③ 通いの場
	④ シルバー人材センターへの支援
	⑤ 高齢者が意欲・能力に応じて働き続けることができる環境づくり
(2) 相談支援の充実	① 総合相談
	② 介護相談員の派遣
(3) 在宅生活支援	① 見守り型食事サービス
	② 訪問理髪サービス
	③ あんしん電話事業
	④ 高齢者短期宿泊事業・生活援助事業
	⑤ 住宅改修支援事業
	⑥ 地域公共交通の利用促進と移動手段の確保
(4) 市民と市民の支えあいの強化	① ボランティアの養成
	② ボランティア団体への支援
	③ フレイルトレーナー・サポーターの養成
	④ ちよいとサポーターの養成
	⑤ 高齢者見守りネットワーク事業
	⑥ 生活支援コーディネーター

基本方針3 地域包括ケアシステムの深化・推進

これまで、十分な介護サービスの確保のみに留まらず、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムを深化・推進してきました。今後高齢化が一層進む中で、地域包括ケアシステムは、地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、引き続き、地域包括ケアシステムの深化・推進や地域づくり等と一体的に取り組むことで、地域共生社会の実現を図っていきます。

また、近年増加する自然災害や感染症の拡大に対しても柔軟に対応できる強固なシステムとすることにも取り組みます。

施策内容	取り組む事業／提供するサービス
(1) 介護予防・重度化防止の推進	① 介護予防の普及啓発
	② 一般介護予防～フレイル予防プロジェクト
	③ リハビリテーション専門職との連携
	④ 介護予防・日常生活支援総合事業
	⑤ 訪問型介護予防事業
	⑥ 保健事業と介護予防の一体的実施
(2) 在宅医療・介護連携の推進	① 在宅医療・介護連携に関する相談支援
	② 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討
	③ 医療・介護関係者の情報共有の支援
	④ 医療・介護関係者の研修
	⑤ 市民への普及啓発
(3) 認知症高齢者への包括的な支援	① 認知症に関する相談、認知症に関する普及啓発
	② 認知症初期集中支援チーム
	③ 認知症サポーター養成講座・認知症への理解促進
	④ ほっとみまもり運動・チームオレンジの発足
	⑤ 認知症家族の会
	⑥ 認知症カフェ、本人ミーティング
	⑦ 認知症高齢者の見守り
	⑧ 若年性認知症の方への支援
	⑨ 認知症予防・早期発見への取り組み
	⑩ 多職種協働の研修
	⑪ 認知症ケアパスの普及・啓発
	⑫ 成年後見制度の活用、法人後見との連携 【茂原市成年後見制度利用促進基本計画】
(4) 高齢者の住まいの安定的な確保	① 養護老人ホーム
	② ケアハウス
	③ 有料老人ホーム
	④ サービス付き高齢者向け住宅

施策内容	取り組む事業／提供するサービス
(5) 家族の介護支援	① 家族介護用品支給
	② 紙おむつの支給
	③ 家族介護教室
	④ 介護離職ゼロへ向けた取り組み
	⑤ ヤングケアラーを含む家族介護者支援の取り組み
(6) 地域包括ケアシステムを支える体制の整備	① 地域ケア会議
	② 地域包括支援センター連絡会議
	③ 生活支援体制整備事業
	④ 介護人材の確保・育成・定着
	⑤ 包括的・継続的ケアマネジメント支援
	⑥ 家庭や施設等における虐待の防止
	⑦ 重層的な支援体制の構築
(7) 災害や感染症等の発生に備えた体制整備	① 災害時の避難に支援を要する市民への支援策と避難所等での支援
	② 感染症発生時等への対応のための事業継続計画の策定

基本方針4 持続可能な介護保険運営に向けた施策の推進

介護が必要となっても、住み慣れた地域で自分らしく、安心して生活を続けるため、在宅サービスと施設・居住系サービスのバランスの取れた基盤整備を進めていくとともに、持続可能な介護保険制度にしていくため、介護給付の適正化等を進め、サービスの充実を図ります。

また、今後、少子高齢化が一層進展し、介護分野の人材不足が課題となっていくことから、人材の確保及び業務の効率化等に取り組めます。

施策内容	取り組む事業／提供するサービス
(1) 適正な介護保険制度の運営	① 介護給付適正化
	② 低所得者に対する利用者負担の軽減
	③ 介護サービスの質の確保・向上
(2) 業務の効率化に向けた取り組み	① 介護ロボットやICTの導入の検討
	② 業務仕分けや業務改善の取り組みの推進

7 第1号被保険者の介護保険料

第9期計画における第1号被保険者の介護保険料は、介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、今後の介護給付費の増加を見据え、第1号被保険者間での所得再分配機能を強化するため、第8期計画までの標準9段階から標準13段階へと変更します。

第1号被保険者介護保険料基準月額を算出すると、本来の月額は5,650円となりますが、介護給付費準備基金を活用し繰り入れることにより、5,100円とします。

基準月額は、要支援・要介護認定者数の増加とそれに伴うニーズの変化に対応し、介護サービスを安定して提供し続けるために必要な保険料として算定しているものです。

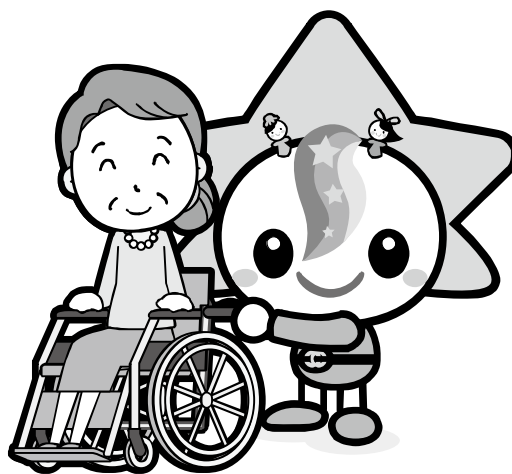
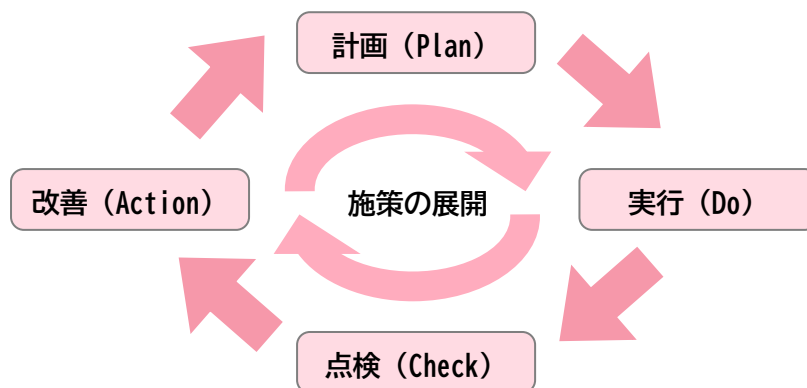
なお、本市の基準月額は、令和12年には6,493円、令和22年には7,471円まで上昇する見込みです。このことから、引き続き介護保険制度の持続可能性を確保しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、取り組むことが求められています。

第1号被保険者の介護保険料

課税状況	対象者		保険料段階	第8期保険料			第9期保険料			
				保険料率	年額	月額	保険料率	年額	月額	
生活保護受給者				0.3	18,300	1,525	0.285	17,400	1,450	
非課税	非課税	老齢福祉年金受給者	第1段階	0.3	18,300	1,525	0.285	17,400	1,450	
		その他の合計所得金額 + 課税年金収入額		80万円以下	0.3	18,300	1,525	0.285	17,400	1,450
				80万円超 120万円以下	第2段階	0.5	30,600	2,550	0.485	29,600
	課税	課税	120万円超	第3段階	0.7	42,800	3,566	0.685	41,900	3,491
			80万円以下	第4段階	0.9	55,000	4,583	0.9	55,000	4,583
			80万円超	第5段階	1.0	61,200	5,100	基準額 1.0	61,200	5,100
			120万円未満	第6段階	1.2	73,400	6,116	1.2	73,400	6,116
			120万円以上 210万円未満	第7段階	1.3	79,500	6,625	1.3	79,500	6,625
			210万円以上 320万円未満	第8段階	1.5	91,800	7,650	1.5	91,800	7,650
			320万円以上 420万円未満	第9段階	1.7	104,000	8,666	1.7	104,000	8,666
420万円以上 520万円未満	第10段階				1.9	116,200	9,683			
520万円以上 620万円未満	第11段階				2.1	128,500	10,708			
620万円以上 720万円未満	第12段階				2.3	140,700	11,725			
720万円以上	第13段階				2.4	146,800	12,233			

8 計画の進行管理

計画の進行管理にあたっては、計画の進捗状況、介護や生活支援に係るサービス等の実施状況などを点検し、市民の意見を計画に反映するために継続して評価を実施する必要があることから、定期的に介護保険運営協議会を開催し、PDCAサイクルに基づき進行管理を行います。



茂原市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画<概要版>
【計画期間】令和6年度～令和8年度

令和6年3月

発行 千葉県茂原市
福祉部 高齢者支援課
市民部 国保年金課
健康管理課

〒297-8511 千葉市茂原市道表1番地
TEL 0475-23-2111 (代表)